# 日耳鼻医会FAXニュース　NO 118

平成18年8月1日　発行 (特) 日本耳鼻咽喉科医会　E-mail jimu@jenti.or.jp　HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8　全医協連会館5F　FAX 03-5524-5228　TEL 03-5524-5230

## ＝ 就任のご挨拶 ＝

理事長　清水淑郎

地域医療の現場でご活躍されている先生には益々ご健勝の事とお喜び申しあげます。

さて、去る６月２５日の代議員会、総会において不肖私が当会理事長の２期目続投をご承認頂きました、身に余る光栄と存じ、また心も新たに致しております。

本年４月に、日本医師会は新たな執行部が発足致しましたが、この度の日医会長選は大変熾烈な戦いでありました。それだけに現執行部は一日も早くこのシコリを拭い去り、医師会全体の融和に全力を傾注して頂きたいと願っております。「内部抗争は組織を弱体化する」と申します。分裂は何としても避けねばなりません。当会もこれまで、色々な事情により、退会や休会された県、また未加入の県もあります。しかし、平成１３年６月、医会連合会よりＮＰＯ法人に改組し、漸く復帰や新規入会の先生方が増えて参り、お陰様で僅かながらも昔の元気を取り戻して参りました。今後とも、なんとか、最盛期の会員数に戻したいと考えており、その為には、何処にでも足を運びたいと考えております。

もうじき小泉改革内閣も幕になろうとしていますが、後継内閣も多分経済財政主導の医療費抑制策を継承することでしょう。これに対して、診療報酬改定にばかり目を奪われた、いわゆる賃金闘争ばかりでは決して国民の理解を得られません。医療界のリーダーである日本医師会は日医総研の機能を十分に発揮させて大所高所からの提言提案が必要でしょう。私共も国民の健康を守るのは勿論ですが、魅力ある耳鼻科、経済的にも安心して医療に専念できる耳鼻科になるよう、全国の耳鼻科開業医からのご意見を頂き、日本医師会に皆様の意見を提言として出せるよう努力したいと思います。幸いにも今回日本医師会の唐澤祥人先生に顧問就任を承諾して頂き、心強く思っております。

今後の活動として、「点数一覧表」や「かがみ」、「医会ＦＡＸニュース」の発行を初めとして会員のメリットになるものを出来るだけ多く提供して参りますことは勿論ですが、昨今の医療を取り巻く厳しい環境の中、日本医師会及び日本耳鼻咽喉科学会のご指導を仰ぎ、我々現場医師の研鑽・情報交換に務め、更に医療行政、福祉問題にも積極的に取り組んで参りたいと思います。

さてご存知のように８月26日・27日に愛媛フォーラムが松山市で、また、来年は既に岐阜県耳鼻咽喉科医会が担当して開催されることが決まっております。担当県のご努力に深謝いたしますとともに、この伝統あるフォーラムが何時までも続くように、皆様の多数のご参加を心より願っております。

今後とも皆様のご支援ご協力ご指導をお願いして就任のご挨拶と致します。

---

## “21世紀耳鼻臨床医フォーラム in 愛媛”

### 第31回臨床家フォーラム　開催迫る

日時　８月26日（土）・27日（日）
会場　道後温泉：メルパルク松山
多数の参加をお待ちしております。
当日登録も受け付けます
http://www.dokidoki.ne.jp/home2/msuzy/matsuyama.htm

## ◎日医会長唐澤先生の当会顧問正式に了承

６月22日（木）に清水理事長らは唐澤祥人日本医師会長を表敬訪問し、当会への顧問就任の内諾を得ていたが７月25日開催の日本医師会第12回常任理事会の協議事項37．外部審議会委員等推薦の件で「(NPO)日本耳鼻咽喉科医会 顧問　唐澤会長」が了承され、正式に決定した。

## ■領収書問題について思うこと　－前－

愛知県医師会理事　水上哲秀

この４月から療養担当規則に領収書の発行がIT化推進の一環として義務づけられた。

代金を頂いた方に領収書の発行は当然であろうと思う。私達もスーパーに行けば「大根１本いくら・・・合計いくら」と内容の分かる領収書をもらう。これはお金の受け渡しがある所ではごく自然なことであろう。しかしどこのスーパーでも、この大根は愛知県産で一箱いくらで輸送料がいくらで、利益率が何パーセントで一本いくらですという領収書は発行していない。以前にも愛知医報に書いたが、今日の牛丼の牛肉は近江産で１キロいくらで、何グラム使用したからいくらで、玉葱が北海道産で１キロいくらで、何グラム使ったから「いくら」で、人件費が「いくら」で、利益が「いくら」で、という領収書はない。このような事を考えると厚労省が努力目標としている内容が詳しく分かる領収書の発行は全く不自然なことであり、事務経費が削減されるといっているが、医療機関の事務経費ではなくて保険者の事務経費が軽減されるのである。

ましてや保険医療機関は保険診療の契約をしているのは保険者とであり決して被保険者とではない。被保険者に対しては保険者との契約で現物給付をすることになっているだけである。契約者に対しては毎月領収書ではないが詳しい請求書を提出している。この時点で我々の詳しい領収書の発行という責務は果たしているといえる。

被保険者は保険者に対して保険料を払い、保険者と契約をしている保険医療機関にいつでもどこでも受診することが出来、同じような医療を現物給付されるという契約を結んでいるのである。　（以下次号に続く）

－愛知医報第1786号（18年７月15日）より転載－

## ＝平成１８年７月豪雨お見舞い＝

７月15日以降の九州南部、中国地方、長野などを中心に襲った集中豪雨で被災された方々に心よりお見舞い申しあげますとともに、１日も早い復興を祈念いたします。